

雇用保険法 基本手当の減額 ワンポイント解説(2018年版)

[学習のポイント]

基本手当を受給中の者が、アルバイトで収入を得た場合には、基本手当が調整されます。
ややこしい計算式ですが、仕組みをしっかり把握する必要があります。



[覚え方]

計算式は、全部で3つあります。

その前提として下記①、②、③をしっかり覚えます

平成29年度の控除額は、1287円です。

内容	計算式等
①計算過程で使用する控除額: X	1287円
②3つの計算式では、1日の収入からXを控除します。	1日の収入額 - 1287円
③1日の計算過程で調整した収入との比較対象	賃金日額 × 80%

[計算式①]・・・基本手当が支給されないケース

[図解]

1日の収入額 - 1287円

≥

賃金日額 × 80%

(イメージ: 財布に入るのは、1日のアルバイト収入だけ)

[計算式②]・・・全額支給される場合

[図解]

1日の収入額 - 1287円

+

基本手当の日額

≤

賃金日額 × 80%

(イメージ: 財布に入るのは、1日のアルバイト収入と基本手当の日額)

[計算式③]・・・基本手当が減額して支給される場合

[図解]

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{1日の収入額}-1287\text{円}} + \boxed{\text{基本手当の日額}} > \boxed{\text{(B)賃金日額}\times 80\%} \\ \underbrace{\hspace{10em}} \\ \boxed{\text{(A)1日当たりの計算上の手取り}} \end{array}$$

本来受給できる基本手当より、計算上の手取り額が多くなるので、(A)から(B)を控除した額が、基本手当として支給されます。

つまり、実際の手取りは、1日の収入額+[(A)-(B)]が支給されます。
(イメージ:財布に入るのは、1日のアルバイト収入と(A)と(B)の差額分)

[平成21年 3-E]

受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働による収入を得た場合、その収入の1日分に相当する額が賃金日額の100分の80に相当する額に達しなければ、当該収入の基礎になった日数分の基本手当の支給に当たり、支給額は減額されない。

[解答]誤り

そもそも、基本手当の減額に絡む計算過程が誤っています。

⇒「その1日の収入から控除額(1287円)を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の100分の80に相当する額を超えないときに、」にすれば正解です。

[図解]

$$\boxed{\text{1日の収入額}-1287\text{円}} + \boxed{\text{基本手当の日額}} \leq \boxed{\text{賃金日額}\times 80\%}$$